

**令和7年度県教育委員会研究協力校
「子どもの人権プロジェクト推進校」要項**

人権同和教育課

1 趣 旨

「人権教育は全ての教育の基本である」との認識の下、様々な教育課題の解決を図るために人権同和教育の実践研究を行う。その際、「チーム学校でつくる人権教育」に取り組むための体制をつくるとともに、一人一人の子どもが抱えている問題や課題（いじめ、不登校、インターネット等による誹謗・中傷、性的指向・性自認について悩みや不安のある児童生徒への対応、家庭の貧困など様々な今日的な課題）に関する学校全体の取組の充実を図る。

2 研究協力校の対象

16校程度（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校）

3 指定の期間

1年間（ただし、これまでの推進校の再指定も可）

4 研究内容

各学校が重点的に取り組んでいる活動を人権教育の視点から更なる充実を図るなど、学校の実情に即して研究を深める。

（例）

- 「チーム学校で取り組む人権教育」を実践する体制づくりに関すること
- 教職員の人権意識の高揚に関すること
- 児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに関すること
- 個別の人権課題への正しい理解と認識に関すること

5 研究の流れ

- (1) 指定校は、本課と研究内容を共有するため、年度当初に研究計画書（A4で1枚程度）を提出する。
- (2) 推進校の要請による人権同和教育課からの講師派遣（職員研修・児童生徒対象の集会・PTA等の学習会など）は、1校につき3回程度とする。
なお、1回の訪問で、児童生徒向けや職員研修等、複数のコマを実施することも可能である。
- (3) 指定校へは、3回の訪問以外に、人権同和教育課が年度当初に学校を訪問し（オンライン含む）、事前の年間計画を確認し、推進方法等について協議する。
- (4) 訪問終了後に進捗状況を確認し、状況に応じて目標や計画の修正を行う。
- (5) 研究公開の実施については問わないが、取組の成果を広く普及するための報告書（A4で1枚程度）を提出する。報告書は県教育委員会ホームページに掲載する。
- (6) 1年間の研究実践後も、研究成果をもとに、実践が継続できるようにする。

6 その他

講師派遣に係る旅費は、人権同和教育課が負担するが、その他の予算措置はない。